平成２３年（フ）第９７８１号
埼玉県川越市南大塚１丁目４－１　カレントB101
債務者　佐野　央樹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８２号
東京都大田区蒲田本町２丁目19－４
債務者　坂本　次男
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８３号
東京都江東区新砂３丁目２－４－208
債務者　齊藤　　潔
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８５号
埼玉県三郷市彦成１丁目319－６
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８９号
東京都杉並区今川１丁目７－６
債務者　野崎　雅章
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９３号
千葉県浦安市海楽１丁目22－６
債務者　岡本美恵子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９４号
千葉県市川市東菅野１丁目25―13―103
債務者　堀川　知子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９５号
東京都葛飾区堀切１丁目29－７　２Ｆ
債務者　高橋乃里子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９６号
東京都葛飾区堀切１丁目29－７　２Ｆ
債務者　高橋　友記
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４５号
神奈川県藤沢市長後1153番地の１　旭ハイツ201号
債務者　大光寺政敏
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７６号
横浜市旭区川井本町40番地５　Ｓ．Ｕ．シャルマンＡ―101号
債務者　竹田　正幸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目17番５号　片瀬レジデンス１Ｂ
債務者　坂下　由香（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
石川県七尾市和倉町ク部９番地２
債務者　松塚　一幸
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４５０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎176番地
債務者　中村公美子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６５号
東京都国分寺市内藤１丁目16番地９
債務者　丸山　操子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６６号
東京都国分寺市内藤１丁目16番地９
債務者　丸山　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部